

小規模保育事業指導監査での主な指摘事項(令和6年度)

No.	項目	指摘事項	補足説明
1	連携施設に関する 協定書について	・連携協定書の園名が旧園名となっている。 ・実施している連携内容の記載に不足がある。	・連携協定書について、適切に修正、追記を行うこと。 ・連携協定書の内容は実態に即した内容であること。 (連携内容) 以下①～③の内容を行う連携施設を確保すること。※令和11年度末まで経過措置あり。 ①保育内容の支援(給食に関する支援、園庭の開放、同一嘱託医による合同での健康診断受診等) ②代替保育の提供(職員が病気等で欠席をした場合の保育の提供) ③卒園後の受け皿(卒園後の園児の受け入れ) 【家庭的保育事業等の連携施設の確保について(平成29年2月9日雇児発事務連絡)】 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条】
2	設備の基準について	・実際の利用者数に対して、保育室の面積が認可基準を満たしていない。	・定員の弾力化により利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数は、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、設備基準を満たしていなければならない。 ・乳児室又はほふく室の面積基準 0・1歳児＝1人につき3. 3㎡ 2歳児＝1人につき1.98㎡ (府子本第 571 号・28 文科初第 727 号・雇児発 0823 第 1 号)」】 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第28条】
3	自己評価及び結果の公表 について	・保育士による自己評価は行われているが、結果の公表が行われていない。	・保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。 ・保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 《公表方法の例》 ・園だよりへの掲載 ・ホームページへの掲載 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第3項、第4項】 【保育所における自己評価ガイドライン(令和2年3月厚生労働省)】 【保育所保育指針(平成 29 年 厚生労働省告示第 117 号)(抜粋) 第1章 総則 3 保育の計画及び評価】
4	非常災害対策について	・消防用設備等の点検が実施されていない。	・消防法の規定によって、設置が義務付けられた消防用設備については、次のとおり定期的な点検が義務づけられている。 6か月ごとの機器点検(外観又は簡易な操作によって確認する点検) 1年ごとの総合点検(実際に設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検) ・点検は、消防設備士又は消防設備点検資格者に依頼し、点検を行う。 (「延べ面積が1000㎡以上」に該当しない施設は、消防法の規定では、有資格者以外の者でも点検は可能とされているが、確実な点検を行うために、専門の有資格者に依頼するのが望ましい。) ・設置が義務付けられた消防用設備の点検結果は、1年に1回(総合点検の実施後)、消防署への報告が義務付けられている。 ・点検の結果、不良箇所があった場合は、速やかに改修や整備を行う。 【消防法17条の3の3】

小規模保育事業指導監査での主な指摘事項(令和6年度)

No.	項目	指摘事項	補足説明
5	職員研修の実施について	・受講する研修の内容に偏りがある。	・園の全体的な計画や、各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保すること。 ・職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めること。 ・職場における研修の充実を図るとともに、外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 ・外部研修を受講した場合は、研修報告会を行うなど、施設内で研修内容を共有できるようにすること。 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条】 【保育所保育指針 第1章3(1)ウ、第5章2(2)、3、4】
6	労務管理等について (就業規則・時間外勤務等)	・就業規則や給与規程の改正日が記載されていない。 ・時間外勤務や振替えて勤務した実績に係る記録が整備されていない。	・就業規則や給与規程の整備を行うこと。就業規則や給与規程を変更した際は、労働基準監督署へ届出を行うこと。 ・労働時間の適正な把握をするために、職員の労働時間は適正に把握し、記録を残すこと。 【労働基準法第89条】 【「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日厚生労働省策定)】
7	給与規程等について (公定価格等)	・給与規程の情報が最新となっていない。 ・処遇改善等手当について、基準額を超えた支給が行われている。 ・実際に支払われた手当額が、給与規程で定められた金額と異なっている。	・処遇改善加算に係る加算額は、その全額を職員の賃金の改善に確実に充てること。 ・賃金改善にあたっては、その方針をあらかじめ職員に周知すること。 ・処遇改善の対象者に対して、役職の発令(辞令)が文書で本人に交付されていること。 ・処遇改善手当について、対象者の職種や経験年数、研修の受講状況等支給要件を満たしているか確実に管理、記録をすること。また、その支給額は給与規程と相違ないように整備すること。 【「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(令和5年5月19日付けこ成保38・5文科初第483号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知)】 【「施設型給付費等に係る処遇改善加算について」(令和5年6月7日付けこ成保39・5文科初第591号こども家庭庁生育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知)】